

東京都国民健康保険団体連合会公式 YouTube 運用要領

(目的)

第1条 この要領は、東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が YouTube を保険者及び医療機関等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) YouTube
Google 社が提供する動画共有サイトをいう。
- (2) 公式 YouTube チャンネル
連合会が YouTube 上に設置・運用するページをいう。
- (3) アカウント
YouTube を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) コメント
投稿した動画に対して視聴者が書き込む意見をいう。

(運営主体)

第3条 公式 YouTube チャンネルの運営主体は連合会とし、アカウントの管理及び動画の発信は企画事業部事業課が行う。

2 ユーザー名は、東京都国民健康保険団体連合会とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運用主体として YouTube のユーザー名を、連合会のホームページ上に明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 連合会は、アカウントの運用主体及び発信する内容、発信方法等について、公式チャンネルの概要欄に明示する。

(掲載内容)

第6条 公式 YouTube チャンネルにおいては、次に掲げる動画を掲載する。

- (1) 連合会が作製した動画及び連合会が作製を委託した動画
- (2) その他企画事業部事業課長（以下「課長」という。）が適当と認めたもの

(制限事項)

第7条 他のアカウントに対してコメントは行わない。ただし、課長が必要と認める場合はこの限りでない。

2 公式 YouTube チャンネルに投稿されたコメントに対して回答は行わない。ただし、課長が必要と認める場合はこの限りでない。

3 他のアカウントへの高評価及び低評価並びに共有は行わない。ただし、課長が必要と認める場合はこの限りでない。

4 他のアカウントのチャンネル登録は行わない。ただし、課長が必要と認める場合はこの限りでない。

(ホームページとリンク)

第8条 公式 YouTube チャンネルに記載するリンクのリンク先は、原則として連合会が運営するホームページ及び SNS のみとする。ただし、課長が必要と認める場合はこの限りでない。

(その他)

第9条 その他、この要領の実施について必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。